

消基発第 172 号
平成 28 年 3 月 31 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常 務 理 事 有 岡 宏
〔 公 印 省 略 〕

福祉事業の実施に関する規程の一部改正等について（通知）

今般、福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年基金規程第 4 号）の一部を別添のとおり改正したので通知します（改正の概要は下記 1 及び 2 のとおり）。

併せて、福祉事業等の取扱いについて（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を下記 3 のとおり改正するので通知します。

記

1 福祉事業の実施に関する規程の改正内容

- (1) 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 72 号）の公布に伴う
改正 第 10 条第 1 項
- (2) 学校教育法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 46 号）の公布に伴い、支給
対象となる学校に義務教育学校を加えたこと 第 10 条第 2 項、別記基金様式第 12 号、
別記基金様式第 20 号
- (3) 奨学援護金について、中学校等に在学する者に係る支給月額を 16,000 円から 17,000
円に引き上げたこと 第 10 条第 2 項
- (4) 支給事務を電算処理するソフトウェアの改修に併せて改正したこと 別記基金様
式第 3 号及び別記基金様式第 4 号
- (5) その他必要な字句の整理を行ったこと

2 福祉事業の実施に関する規程の施行期日

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用すること

3 福祉事業等の取扱いについて（平成 2 年 3 月 14 日消基発第 119 号）の一部を次のと おり改正する。

ただし、この改正は平成 28 年 4 月 1 日（ただし、第 1 の 2 の(9)の改正は平成 26 年 4
月 1 日）以後に発生した事由について適用し、適用日前に発生した事由については、な

お従前の例によることとする。

第1の2の(2)のア、同オ、同カ及び同キ中「車いす」を「車椅子」に改める。

第1の2の(2)のイ中「該当する障害」を「該当する程度の障害（同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。以下同じ。）」に改める。

第1の2の(2)のウ中「該当する程度の障害（同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。以下同じ。）」を「基準政令第6条に規定する障害補償を受けている者」に改める。

第1の2の(2)のコ中「障害等級第1級の障害補償を受けている者」を「第1級の障害等級に該当する程度の障害がある者」に改める。

第1の2の(9)中「100分の103」を「100分の104.8」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

第1の4の(1)のア、同ウ、同コ及び同シ中「該当する者」を「該当する程度の障害が存する者」に改める。

第1の4の(1)中「該当する障害」を「該当する程度の障害が存する者」に改める。

第1の6の(5)中「1回又は2回」を「3回まで」に改める。

第1の7の(1)中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「大学院」の下に「を含み、高等専門学校は専攻科」を加える。

第1の7の(3)のイ中「(昭和22年法律第26号)」を削る。

第1の7の(4)のア及び同ウ中「義務教育学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部」に改める。

第1の12の(2)並びに第1の15の(3)のイの(ア)及び同(イ)中「該当するとき」を「該当する程度であるとき」に改める。